

区民の声の公表（令和7年3月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区への回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
<p>政府が進めようとしている、「高額療養費制度」の利用者負担上限を引き上げる政府方針をやめるよう働きかけてください。</p>	<p>政府が進めようとしている、「高額療養費制度」の利用者負担上限を引き上げる政府方針をやめるよう政府に働きかけていただきたい。</p>	<p>高額療養費制度の見直しについては、政府が令和7年8月の自己負担限度額引き上げを見送る方針となりました。 区ではこれからも国民健康保険の適正な運営のため、必要な事項について皆様の意見を伺いながら都および国に意見を挙げていきます。</p>	<p>保健福祉政策部 国保・年金課</p>	<p>電話 03-5432-2349 FAX 03-5432-3038</p>	<p>令和7年3月7日</p>	
<p>区立小学校でのタブレット(i pad)使用について</p>	<p>小学校でのipad使用を制限、または再考していただきたい。学校では学業以外のことには使用しないという約束になっているが、授業では担任承認の上でゲームをしている。毎日持ってくるものの中にタブレットが含まれているが「やることが終わった人はタブレットを使ってよい」という指示で、学校では何時間もタブレット画面を見ている。スクリーンタイムを設定し、Youtubeアプリを削除したが、必須アプリであるロイロノートには制限をかけていないため、ロイロノートを使って動画を見たり、友人のタブレットと一緒にYoutubeを見たりしている。 学校にはすでに相談をした。担任によれば授業中に立ち歩かないための策でもあるようで、校長先生は「制限をするよりは使いながら学ばせていきたい」と言っている。しかしながら小学生が自分で制御できるだろうか。 学力のみならず視力の低下も懸念され、そのため家では時間を決め、目を離して遠くを見る時間を設けている。しかし、親のいる環境以外でどれだけ制限をしても、学校から与えられ、認められている状態ではきりが無い。 新年度を迎えるにあたり、タブレットについて見直し、または各学校への通達等の形で現状の改善につながる策を講じていただきたい。</p>	<p>世田谷区では先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが学習用タブレット型端末を通して多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしております。 スクリーンタイムについては既に設定済みとのことで、こちらについてはお子様が学校にいらっしゃる時も有効となります。 ロイロノートを通してのWeb閲覧、特にYouTubeの使用可否につきましては、現在、学校が授業や学習等で活用する目的で、必要に応じて設定を変更することにより児童・生徒が閲覧する運用となっております。 学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使い過ぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいります。 一方で、タブレットにより深刻な影響が懸念される等、お子様の状況に応じて個別対応を要する状況が生じることは理解しておりますので、ご希望の場合は学校へご相談ください。</p>	<p>教育総合センター 教育DX推進担当課</p>	<p>電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534</p>	<p>令和7年3月10日</p>	
<p>ゴミ収集の方法</p>	<p>私が住んでいる地区は、皆さん自宅の前にゴミ箱を置き収集されている。ところが公道に面しているにもかかわらず、一部の住居のごみは、別の建物の前まで毎回ゴミ箱を置きに行く、収集後ゴミ箱をもって自宅に戻る、という形態である。距離はわずかとはいえ(120m程度)、坂道であり、病気を患っている身からすると、かなりの労力となる。この3-4件のみは自宅前収集が叶わないのは不公平感を感じる。</p>	<p>はじめに、当区における資源・ごみの集積所(以下、「集積所」といいます。)は、原則として集積所を利用しようとする区民の皆様及び当該集積所の設置に関わる関係者の方々が協議のうえ位置を定め、その場所を管轄の清掃事務所に申し出たうえで、管轄の清掃事務所が道路交通法(昭和35年法律第105号)等の法令及び収集作業上必要な範囲で調整した結果の場所です。 今回、周辺の道路状況等を確認させていただいたところ、清掃車両の出入りが可能であることや前述の法令等に適合していることの確認が取れました。 お話のように、集積所を新たに設置または変更する際は、原則として2軒以上(2世帯住宅を除きます)で設けていただくこととなります。新たな集積所の設置または変更をご希望の際は、まずはご本人がご近隣様と協議のうえ、概ねの位置が決定しましたら、下記担当までお申し出いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>清掃リサイクル部 砧清掃事務所</p>	<p>電話 03-3290-2151 FAX 03-3290-2171</p>	<p>令和7年3月10日</p>	
<p>証明書交付に約1時間待たされました。改善案についてお返事をお願いします。</p>	<p>特別永住者証明書を受け取りに等々力の区役所へ出向き、50分待たされた。確認事項が多いのか分からないが、平均的にどれくらい要するかわかると思う。受付をしたタイミングで待ち時間としてどれくらい要するのかわかれば、時間を有効にも使えるし、こっから何度もどれくらいかと聞かなくても済むと思う。</p>	<p>特別永住者証明書の交付申請及び証明書受領の際は、必要書類の確認と入力処理などがあるため、窓口の混雑状況にもよりますが、おおむね1時間程度の所要時間をいただいております。ご指摘のとおり、お時間がかかることを先にご案内すべきでした。 今後、特別永住者証明書のお手続きでは、お時間がかかることをまずご案内したうえで確認事項欄にチェック記入することで、ご案内を徹底し窓口対応の改善を図ってまいります。 また、一時外出をご希望される方へは、窓口案内を掲示するとともに案内チラシを置き、区民の方が待ち時間を有効にお使いいただけるよう改善しました。 今後、窓口受付の際の丁寧なご説明およびご案内を徹底してまいります。</p>	<p>玉川総合支所 区民課</p>	<p>電話 03-3702-1137 FAX 03-6809-7900</p>	<p>令和7年3月11日</p>	
<p>園芸用古土の回収について</p>	<p>古土の回収をお願いしたい。園芸をするには、赤玉土、腐葉土、改良腐葉土、砂、ピートモスなど、植物に合った土の材料を買う必要があるが、それらのものを購入していると、どうしても土が余り処分になってしまう。世田谷区は、緑化運動で事業所などには助成している。古土の回収も、品川区のようにぜひお願いしたい。</p>	<p>土については自然物であり、法律上廃棄物に該当しないことから世田谷区では回収を行っておらず、土の処分についてお問い合わせがあった場合は、回収可能な事業者をご案内したり、購入した店舗に引き取り可能かどうか確認いただくようご案内しております。 いただきましたご意見につきましては、他自治体の取組み状況などを把握・検証しながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>清掃リサイクル部 事業課</p>	<p>電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341</p>	<p>令和7年3月21日</p>	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
<p>学童の出欠管理アプリ、 コドモンについて</p>	<p>今年の4月より導入される、学童の出欠管理アプリ、コドモンは、保護者だけでなく、学童側にも使いづらい仕様となっており、以前の世田谷区放課後児童システムから大幅な改悪になっていると感じている。学童側については、登校時、帰宅登録時間が表示されなくなる、2次元バーコードの読み込みが難しくなった。保護者側も登校時間、帰宅時間、お迎え登録の入力が煩雑となり、また一度欠席登録すると変更ができない。コドモンのシステム改修を早急をお願いしたい。</p>	<p>新BOP学童クラブでは、令和3年度から児童の登退所を管理するシステムを導入していますが、現行のシステムはアプリに対応していない、メールにファイルが添付できない等の機能的な制約があるうえ、これまでに複数回のシステム障害が発生した等の課題もあることから、このたび、より利便性の高く、安定的にシステムを使用できるコドモンへ切り替えることといたしました。現行のシステムと一部、利用できる機能や運用が異なる部分もあるため、切替当初は使いにくく感じになることもあろうかと存じますが、ご理解いただけますと幸いです。運営事業者であるコドモンに対しては、保護者の皆様や新BOP職員の意見を随時ユーザーの声として上げ、システム改修を促すなど、改善に向けて必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>子ども・若者部 児童課</p>	<p>電話 03-5432-2317 FAX 03-5432-3016</p>	<p>令和7年3月24日</p>	
<p>ドッグランを作って欲しい</p>	<p>ドッグランが遠方にしかないので、二子玉川の河川敷にドッグランを作ってほしい。近隣に犬を飼っている方が多くいるので、需要があると思う。新横浜ドッグランのように利用を登録制にすることで、利用者間のトラブルが起りにくくなると思う。</p>	<p>区内には、都立公園である駒沢オリンピック公園等にドッグランがありますが、犬同士・飼い主同士のトラブルや利用マナーの問題など、運営に苦慮している状況を都管理者より伺っています。二子玉川の河川敷に位置する多摩川遊園においては、ジョギングや運動、散歩、遊びなどの日常利用やイベントの開催など様々な利用がある中で、一部の飼い主の「マナー違反」に対する苦情等も寄せられています。犬に対して様々なご意見がある現状では、ドッグラン設置について近隣住民や公園利用者からの理解を得ることは難しいと考えています。なお、二子玉川公園等では、「わんことのハッピータイム」と称しマナー啓発イベントを定期的に区民参加で実施しており、今後も犬を飼われている方と飼われていない方との相互理解の醸成に粘り強く努めていきます。</p>	<p>みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所</p>	<p>電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361</p>	<p>令和7年3月24日</p>	
<p>マイナンバーカードの更新場所増加の依頼</p>	<p>マイナンバーカード更新のため、受取予約をしようとしたが、カードの期限内に予約ができる場所がなかった。受取りができる窓口を増やしてほしい。</p>	<p>このたびは、マイナンバーカード交付のご予約が大変取りづらい状況となっており、ご不便をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。予約枠数につきまして、現在可能な限り最大の予約枠を設けておりますが、成人の方のマイナンバーカード更新が始まったことや健康保険証の新規発行が終了したことにより、マイナンバーカードの申請が想定を大幅に超える状況となっております。マイナンバーカード受取の交付予約システムにつきましては、原則として、毎月最初の営業日(土・日曜、祝日、年末年始を除く)に翌月の予約枠が公開となりますので、こちらのご利用もご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>地域行政部 マイナンバー担当課</p>	<p>電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482</p>	<p>令和7年3月24日</p>	
<p>児童の行動援護及び居宅介護について</p>	<p>障がい児支援の中に、行動援助や居宅介護支援というものがあるが、世田谷区では小学生は行動援助で社会参加、トイレや身辺自立のための居宅介護支援が受けられない。隣接区の目黒区、大田区、品川区は移動支援との組み合わせや行動援助や居宅介護支援と組み合わせて受けられる。もし、世田谷区に早急に改善する意思があるのならよいが、もし回答がない、または無視する、そのような対応をされないことを望む。</p>	<p>世田谷区におきまして、児童の方が行動援護や居宅介護を一律で受けられないといったことはございません。各利用者の現状を確認し、必要に応じて支給決定を行っております。支給決定を行っているお住いの管轄の保健福祉センター保健福祉課障害支援担当にご相談いただけますようお願いいたします。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>電話 03-3702-2092 FAX 03-5432-3021</p>	<p>令和7年3月28日</p>	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
自習室について	上野毛まちづくりセンターなどの年寄りが集まる集会所などを自習室にして欲しい。自習室が少ないことは子供のやる気低下につながっていると思う。	<p>現在、区内の一部の区民集会施設におきまして、施設の利用状況などを踏まえ、定期的な開設が可能な会議室等を活用した自習室(中高生の学習スペース)を開設しており、玉川地域の区民集会施設では、玉川区民会館集会室、玉川区民会館別館集会室、深沢区民センターの合計3か所の区民集会施設において開設しております。</p> <p>詳しい開設日時は以下のホームページをご確認ください。  ホームページ<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/kyoutsu/chiiki/10789.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/kyoutsu/chiiki/10789.html</a></p> <p>ご意見をいただきました上野毛まちづくりセンターにつきましては、2階の活動フロアを地域の活動団体に貸し出しを行っておりますが、区の業務においても利用するケースが多く、定期的な自習室の開設が難しい状況となっております。</p> <p>また、上野毛まちづくりセンターに併設しております上野毛地区会館につきましても、利用率が非常に高く、定期的な開設が難しい状況となっており、開設を見送っております。</p> <p>区といたしましても、施設の空き室を有効活用し、子ども達の学習の手助けとなる取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします</p>	玉川総合支所 地域振興課	電話 03-3702-1636 FAX 03-3702-0942	令和7年3月28日	